

教学指第1355号
教特第918号
教安第1273号
教体第859号
令和4年1月20日

庁内各課長様

教育長

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、現在、県教育委員会策定の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（以下「感染対策ガイドライン」という。）及び「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について（通知）」（令和3年9月29日付け教学指第873号他）（以下「通知」という。）により、感染防止対策の徹底とともに、学校運営の継続に御尽力いただいているところです。

一方で、本県においても、新型コロナウイルスのオミクロン株によると考えられる感染者数が、第5波を上回る勢いで急激に増加しており、対策の徹底にもかかわらず、県立学校からも日々多くの報告を受け、複数の学級や学年での感染が判明している学校も多数ある状況です。

こうした状況の中、この度、国が本県に対し、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。これにより、本県においても、1月21日から2月13日まで、全県を対象区域として、必要な措置を講ずることとしました。

この状況を踏まえた上で、県教育委員会では、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、貴管下関係施設においても、本書の内容を踏まえた適切な対応がとられるよう、御指導をお願いします。

なお、今後の感染状況等によっては、更に対応が変更となることもありますので、予め御承知おきいただきますようお願いいたします。

（本件連絡先）

【学習指導に関する事】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある児童生徒に関する事】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関する事】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課

TEL: 043 (223) 4108

教学指第1355号
教特第918号
教安第1273号
教体第859号
令和4年1月20日

各県立学校長様

教育長

まん延防止等重点措置の適用に伴う県立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、現在、県教育委員会策定の「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」（以下「感染対策ガイドライン」という。）及び「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について（通知）」（令和3年9月29日付け教学指第873号他）（以下「通知」という。）により、感染防止対策の徹底とともに、学校運営の継続に御尽力いただいているところです。

一方で、本県においても、新型コロナウイルスのオミクロン株によると考えられる感染者数が、第5波を上回る勢いで急激に増加しており、対策の徹底にもかかわらず、県立学校からも日々多くの報告を受け、複数の学級や学年での感染が判明している学校も多数ある状況です。

こうした状況の中、この度、国が本県に対し、まん延防止等重点措置の適用を決定しました。これにより、本県においても、1月21日から2月13日まで、全県を対象区域として、必要な措置を講ずることとしました。

県教育委員会では、まん延防止等重点措置の適用下においても、児童生徒の教育活動の機会をしっかりと確保することが重要と考えており、同措置の期間中については、引き続き「感染対策ガイドライン」による感染防止対策を万全にした上で、下記による教育活動等を進めながら、学校運営を継続するものとします。

ただし、感染リスクの高い活動について、より慎重な判断をしたり、更に学校の所在する地域の感染状況が悪化した場合には、即座に対応を見直したりするなど、万全を期していただくとともに、学校内で感染が広がる恐れがある場合には、校内における状況を迅速、正確に把握し、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の要否について、県教育委員会と協議の上、適切に御判断いただきますようお願いします。

なお、今後の感染状況等によっては、更に対応が変更となることもありますので、予め御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な学校運営の方針について

- (1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- (2) 地域の感染状況や交通事情等の実情に応じて、関係課と協議の上、通学時の混雑回避を目的とし、時差登校を実施する。

2 学習活動について

引き続き感染防止対策を徹底し、学びを継続する。感染リスクの高い活動については、慎重に判断した上で実施する。

感染状況により、活動の直前でも内容の変更や延期等を検討する。

3 学校行事及び部活動について

(1) 学校行事

引き続き感染防止対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、可能な限り少人数、また短時間で行うとともに、距離を確保し、リモートでの実施とするなど、活動の内容や方法を工夫する。

修学旅行の実施に当たっては、事前の健康チェックや感染防止対策等を遺漏なく万全に行った上で、本県や旅行先の感染状況を踏まえ、実施について慎重に判断する。

(2) 部活動

実施に当たっては、引き続き感染防止対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき、感染リスクの高い活動については、慎重に判断した上で実施する。ただし、活動は平日のみ週3日以内とし、県内外の学校との練習試合等の交流は中止とする。

部室等での飲食は行わないものとする。

※ 学習活動、学校行事及び部活動当の取扱いの詳細については、別添「本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点（令和4年1月20日版）」を参照すること。

4 感染防止対策の徹底について

「感染対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。
- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等、黙食を徹底するよう、繰り返し指導する。

- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、飲食は行わないものとする。
- ・特に高校生にあっては、登下校時の飲食店や遊興施設へは立ち寄らないこととし、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。|

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確實に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

(3) 家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、学校便りやホームページ等を活用し、引き続き、保護者に対し家庭での感染予防等について協力を依頼する。

(4) 出欠の取り扱い

- ・「感染対策ガイドライン」において、児童生徒等が発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底することとしており、本人が体調不良であるにもかかわらず、出席日数の扱い等への心配などから、無理をして登校するがないようにする。

(本件連絡先)

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

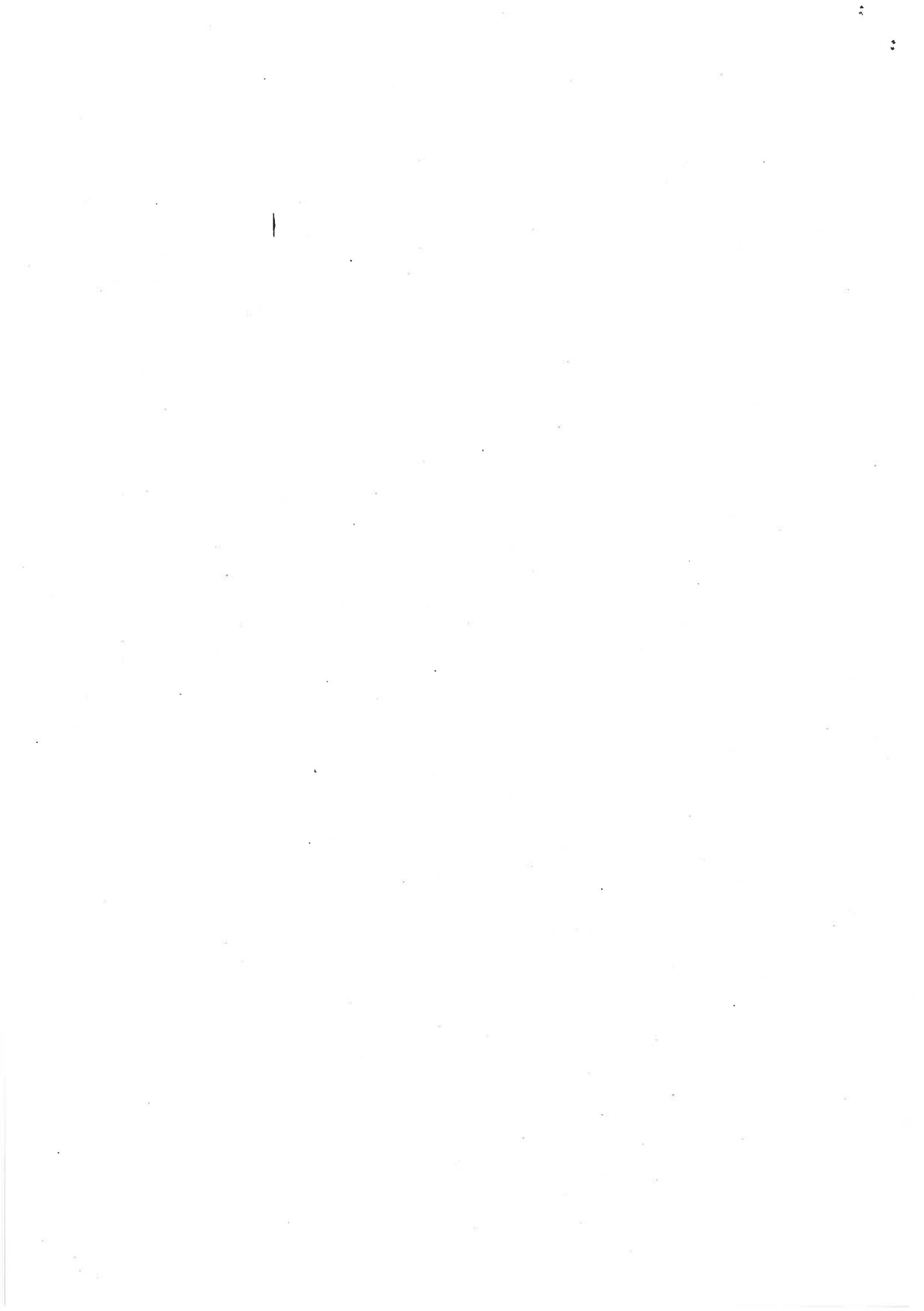
教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108



本県にまん延防止等重点措置が適用されている期間の教育活動の留意点
(令和4年1月20日時点)

- 感染リスクの高い活動について、より慎重な判断の下、教育活動を工夫して行うこととし、感染状況等によっては直前であっても内容の変更、延期又は中止を検討すること。
- 学校行事については、引き続きwithコロナの時代を踏まえた学校の新しい生活様式を工夫し、その教育的意義や必要性を再度吟味するなど思い切った見直しを行うこと。実施する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、実施方法・内容・時期を十分検討すること。なお、年間行事予定として計画していても、地域の感染状況等により、必要に応じて実施時期の変更、日程の短縮又は中止とするなど、万一臨時休校等があっても授業時間が不足することがないよう、臨機応変に対応すること。
- 臨時休校、学年閉鎖等に備え、あらかじめ、家庭でも行える学習内容と学校でなければ行えない内容を重点化するなどの取り組みを進め、登校による対面指導と家庭におけるオンライン学習等を効果的に組み合わせて実施すること。また、課題の配信、回収、評価及び事後指導がしやすいように、紙ベースでの課題のやりとりのほか、例えば著作権に配慮したうえで授業動画を作成・配信したり（全生徒がSARTARSに加入済み）、クラウド版グループウェアの機能や学校独自の学習支援ソフトを活用したりするなど、積極的にICTの利活用を図ること。

1 登下校の形態について

通学時の混雑回避を目的とし、地域の感染状況や交通事情等の実情に応じ、学校長の判断で時差通学を実施する。なお、時差通学を実施する場合は、事前に関係課に相談すること。

※以下の例（全日制高校の場合）を参考に、電車・バスによる通学が混雑時を避けた時間帯となるように、地域の交通事情等を踏まえて、始業時刻・終業時刻を定め、短縮授業45分とする。（40分も可）

（例1）45分授業

9時登校			9時55分登校		
SHR	9:00	健康チェック	SHR	9:55	健康チェック
1	9:10	～	9:55		
2	10:05	～	10:50	2	10:05～10:50
3	11:00	～	11:45	3	11:00～11:45
4	11:55	～	12:40	4	11:55～12:40
昼 食					
5	13:25	～	14:10	5	13:25～14:10
6	14:20	～	15:05	6	14:20～15:05
SHR	15:10			1	15:10～15:55
			SHR	16:00	

（例2）40分授業

9時30分登校			10時20分登校		
SHR	9:30	健康チェック	SHR	10:20	健康チェック
1	9:40	～	10:20		
2	10:30	～	11:10	2	10:30～11:10
3	11:20	～	12:00	3	11:20～12:00
4	12:10	～	12:50	4	12:10～12:50
昼 食					
5	13:35	～	14:15	5	13:35～14:15
6	14:25	～	15:05	6	14:25～15:05
SHR	15:10			1	15:10～15:55
			SHR	16:00	

2 学校行事等について

(1) 全校集会、学年集会、PTA総会等

- ・十分な感染防止対策とともに、可能な限り参加人数を少なくする、短時間で行う、身体的距離を確保する、リモートで実施する等の工夫をすること。
- ・オンラインや一斉放送等による実施も検討すること。

(2) ホームルーム活動、生徒会活動等

- ・密接する場面を極力避ける等、工夫すること。

(3) ボランティア活動・就業体験

- ・活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行うこと。

(4) 学習発表会、音楽会等

- ・在校生のみによる実施とすること。
- ・学年・クラスごとに映像や音声にとり、校内放送で流す等の工夫も検討すること。
- ・身体的距離を確保し、活動する際は、感染防止対策を十分に行うこと。
- ・実施の際は、施設の状況に応じて十分な換気などと組み合わせること。

(5) 国内修学旅行、校外行事等

- ・校外行事等では県外への旅行等は行わない。
- ・修学旅行の実施については、令和3年6月1日付け教学指第337号・教特第193号「令和3年度修学旅行の実施における留意点について」(通知)によることとする。なお、感染力が強いといわれるオミクロン株が急速に拡大していることから、実施に当たっては、感染防止対策や現地で感染者が出た場合の対応等について、改めて保護者に説明し十分な理解を得た上で、実施について慎重に判断すること。

(6) 海外修学旅行等

- ・当面の間、行わないこととする。生徒・保護者に対して説明をすること。なお、状況が変わった場合には、改めて通知する。

(7) 講師を招いた講演会等

- ・実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保すること。なお、講師の体調を十分把握するとともに、講師の感染防止対策にも配慮すること。
- ・体育館等で行う場合は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて適宜換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。

(8) 芸術鑑賞会等

- ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
- ・今後の感染状況により、実施を見送ることも検討すること。

(9) 防火訓練(消火訓練)、避難訓練等

- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせ、できるだけ短時間で実施すること。
- ・各教室で事前指導を十分に行い、実施内容についても十分検討すること。

(10) 1000か所ミニ集会等

- ・実施の際は、身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気など

と組み合わせ、実施方法も含め、弹力的に工夫し、実施する際は、できるだけ短時間とすること。

- ・不特定多数の者が参加することは控えるとともに、参加者の体調を十分把握するよう努め、体調不良の者の参加は控えてもらうこと。

(11) 学校説明会、体験入学等

- ・オンラインでの実施も検討すること。
- ・実施は、参加者の身体的距離を確保するとともに、施設の状況に応じて頻繁な換気などと組み合わせるなどの感染防止対策が行える場合のみ可能とする。なお、実施する際は、できるだけ短時間とすること。
- ・参加者に健康観察シートの提出を求めるなど、体調確認、連絡先の把握を確実に行うこと。

(12) その他

- ・大学入試、就職試験等の生徒の学校外の活動については、移動の際の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。

3 学習活動等について

(1) 基本的な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症による教育活動への影響を考慮し、各教科・科目の目標を踏まえた上で、指導する内容や実施方法等、十分検討し、指導計画を立てること。
- ・児童生徒等は、原則マスクを着用する。(マスクを着用する必要がない場合については「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」を参照。) 特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底する。
- ・グループ学習、班での話合い及びペアワーク等の活動を行う場合は、マスクを着用し、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。また、ICTを有効に活用するなど感染症対策を徹底する。
- ・音読や群読などは、その必要性を十分に検討した上で、実施する場合は、マスクを着用し、大声とならないよう工夫する。なお、英語の発音練習は、引き続き CaLabo Language を活用するなど、ICTを積極的に活用する。
- ・教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、空気の流れを作るため2方向の窓やドアを同時に開けて換気を行う。（冷暖房時も換気を行う。）
- ・授業での外部人材の活用は、実施の必要性を十分吟味し、校長が認めた講師である場合のみ可とする。実施の際は、換気、講師と児童生徒間の身体的距離を十分に確保するなど感染防止対策を講ずること。なお、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認する。また、講師の感染防止対策（マスク着用、手洗い及び手指消毒等）にも配慮する。
- ・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。

- ・新型コロナウイルス感染症に関わりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導については、令和3年3月1日付け教学指第1491号・教特第851号「感染症や災害発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」を参照すること。
- ・臨時休校や学年閉鎖等に備え、各学校のICT環境を踏まえて、オンラインでの授業や動画・課題配信等の実施に積極的に取り組むこと。

（2）具体的な授業の場面

①体育

- ・児童生徒の運動不足や体力低下が懸念されることから、体育活動の前に準備運動を入念に行い、指導内容についても、徐々に運動強度を上げていくようにするなど児童生徒のけがの防止に十分に留意する。
- ・地域の感染状況に応じて、年間指導計画を見直したり、種目を入れ替えたりして授業を行う。
- ・密集、接触の可能性が高い運動（球技＜ゴール型＞、武道など）については、指導内容を精選したり、ゲーム等多人数で活動する時間を短くしたりするなど、実施形態を工夫して実施する。
- ・球技＜ネット型・ベースボール型＞では、少人数での活動においても身体的距離が確保できるよう工夫する。
- ・表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保するとともに、演技する向きを工夫する。
- ・詰合い活動を行う場合は、濃厚接触とならないよう児童生徒の距離を広めにとり、短時間で行うなど工夫して行う。
- ・児童生徒が集合したり、整列したりする際には、身体的距離を十分に確保する。
- ・運動中はマスクの着用は必要ないが、児童生徒が運動を行っていない時には可能な限りマスクを着用させる。また、不必要的会話を控え、大きな声で話をしないことや咳エチケットについて励行する。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせ、使用後は用具類の消毒を行う。
- ・体育館や武道場等で実施する場合は、十分な換気を行う。
- ・更衣室は十分な広さを確保する。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにする。
- ・環境条件を把握し、状況に応じて適切な水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。（授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討する。）

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施する。
- ・合唱等を行う場合は、令和2年12月22日付け教学指第1156号・教特第666号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照に感染症対策を徹底して行うこと。

③家庭

- ・調理実習を実施する場合は、身支度や手洗いの徹底をし、一つの班の人数を少なくして、対面とならないよう配置を工夫するなど、可能な限り感染症対策を行う。また、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底する。
- ・調理したものを食べる際には、調理した料理は調理した班のみでその場で食すこととし、飛沫飛散防止のため、対面を避け、会話は控えるなどの対応をとる。

④職業等に関する授業

- ・産業現場等における実習については、実習先と感染防止対策について十分確認した上で、実習内容や日程等を決定する。
- ・製品等の販売会、校内カフェ、清掃サービス等を実施する場合は、関係する相手先に、感染防止対策についての理解を得る。また、販売については対面販売以外の方法も検討する。

(3) 給食、昼食等を含む飲食する場面

- ・「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底する。

4 部活動について

活動日数については、平日のみ週3日以内とすること。また、練習試合、合同練習、演奏会等については、県内外の複数の学校が参加する活動は実施しないこと。ただし、高体連、高野連、小中体連、高文連、県や中央の競技団体等が主催する大会に出場する部活動は、大会2週間前から大会までの間において、各学校の部活動の活動計画に基づき活動を行うことを可とする。

以上の事項を除き、部活動の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染者の増加を踏まえた県立学校における部活動について（通知）」（令和4年1月13日付け教学指第1324号他）によることとする。

5 特別支援学校における対応について

(1) 自立活動について

- ・自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

(2) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き送迎を依頼する。

(3) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。

(4) 介護体験等について

- ・事前に大学側と健康診断の実施状況、実習期間や実習内容について確認をする。
- ・学生に対して、実習前に基本的な感染防止対策について十分な説明を行うこと。

(5) 学校行事について

- ・児童生徒等の障害の状況に応じて、保護者との連携が必要なこともあることから、行事の趣旨や目的を踏まえた上で、学外の参加者について制限を設ける。

